

令和7年度神戸市明るい選挙推進協議会 次第

日 時 : 令和7年6月20日(金) 10時～
場 所 : 神戸市役所1号館24階1247会議室

1 開 会

2 神戸市選挙管理委員会委員長あいさつ

3 議 題

(1) 令和7年度正副会長の選出について

(2) 神戸市の選挙を巡る現状について 資料1

(3) 令和6年度選挙常時啓発事業実績報告 及び
令和7年度選挙常時啓発事業計画(案) 資料2

(4) 意見交換

4 その他

5 閉 会

【参考資料】 資料3

(1) 神戸市明るい選挙推進協議会設置要綱

(2) 選挙人名簿登録者数(定時登録)及び在外選挙人名簿登録者数
(令和7年6月2日現在)

(3) 神戸市での各種選挙の投票率の推移

令和7年度 神戸市明るい選挙推進協議会 委員名簿

(順不同、敬称略)

氏 名	役 職 名	新任 再任	備 考
田淵 創	元常磐会短期大学学長	再任	
三木 良太	(株)神戸新聞社編集局報道部長	新任	
山本 剛大	NHK神戸放送局コンテンツセンター長	新任	
内藤 泉	(株)ラジオ関西コンテンツ局局長 兼コンテンツニュース部長	再任	
立石 望	(株)サンテレビジョン社会報道部長	新任	
森田 祐子	一般社団法人神戸市婦人団体協議会 副会長	再任	
高尾 ひろ子	一般社団法人神戸市婦人団体協議会 副会長	再任	
河端 晶子	生活協同組合コープこうべ理事	再任	
扶蘇 郁雄	北区選挙管理委員 NPO法人こうべユースネット副理事長	再任	
齋藤 勝洋	神戸市PTA協議会会長	再任	
辻 幸志	NPO法人こうべユースネット理事長	再任	
速水 順一郎	兵庫県青少年団体連絡協議会顧問	再任	
浅井 宣光	神戸市私立学校協会会長	新任	松陰中学校・松陰高等学校
藤田 博久	神戸市立高等学校長会会長	新任	神戸市立六甲アイランド高等学校長
古川 雅一	神戸市立中学校長会会長	新任	神戸市立長峰中学校長
赤木 裕之	神戸市小学校長会会長	新任	神戸市立成徳小学校長
石川 晴実	神戸市立幼稚園長会会長	新任	神戸市立青山台こばと幼稚園長
相田 碧	神戸大学大学院法学研究科	新任	
小野 公暉	神戸大学医学部医学科	新任	
藤田 智哉	神戸大学経済学部経済学科	新任	
飯田 陽向	神戸大学工学部市民工学科	新任	
村上 雅彦	神戸市選挙管理委員会委員長	再任	
北川 道夫	神戸市選挙管理委員会委員長代理	再任	
池田 林太郎	神戸市選挙管理委員会委員	再任	
安達 和彦	神戸市選挙管理委員会委員	再任	

神戸市の選挙を巡る現状について

神戸市選挙管理委員会事務局
事務局長 長谷 英昭

令和7年6月20日



L O V E
K O B E
V O T E

令和6年衆議院議員総選挙における神戸市の年代別の投票率

投票率(小選挙区選挙)

神戸市: 52.85%

東灘区: 57.42%

灘区: 56.59%

中央区: 48.85%

兵庫区: 47.96%

北区: 53.14%

長田区: 47.48%

須磨区: 54.44%

垂水区: 52.72%

西区: 52.18%

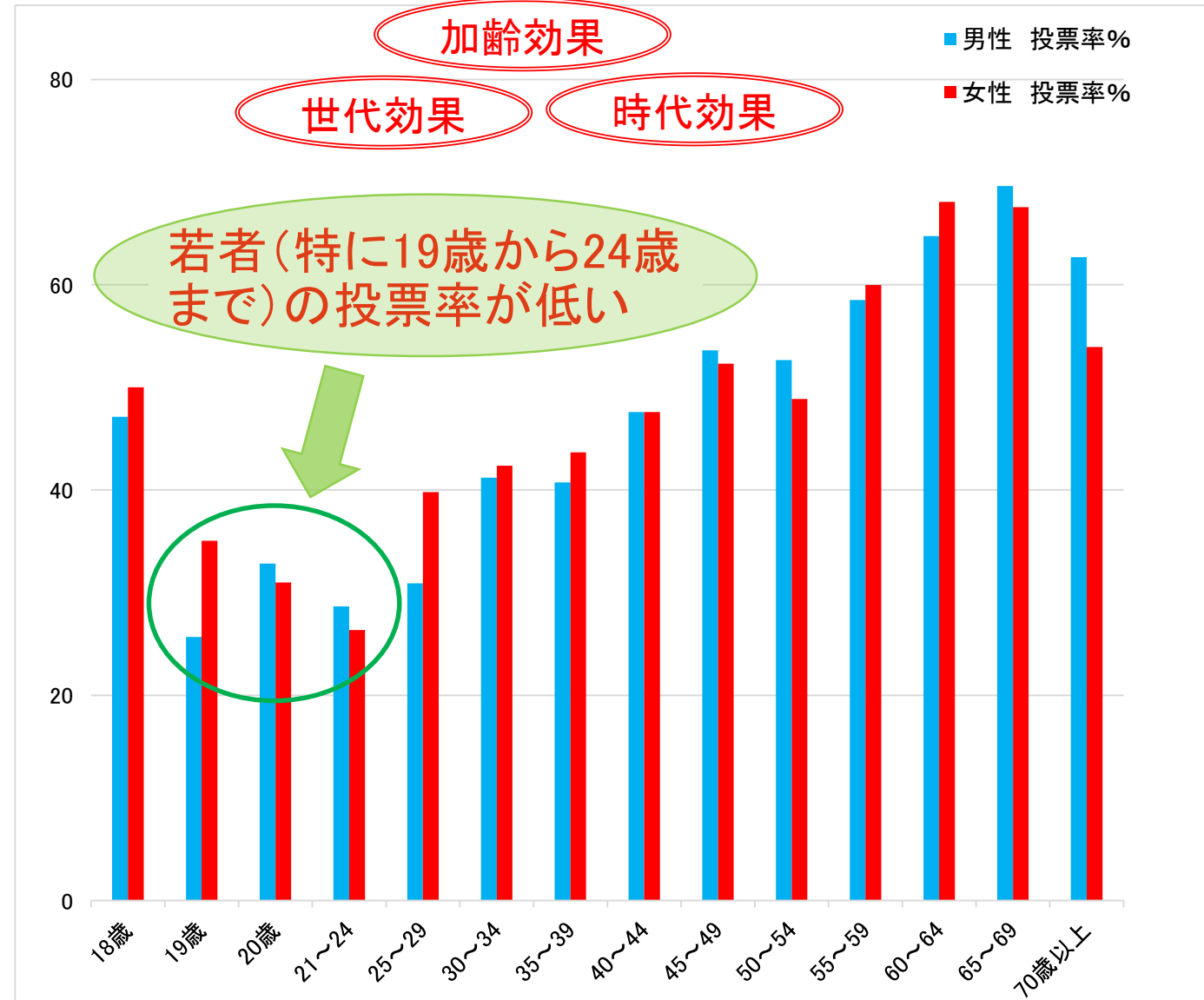
兵庫県: 53.67%

全国: 53.85%

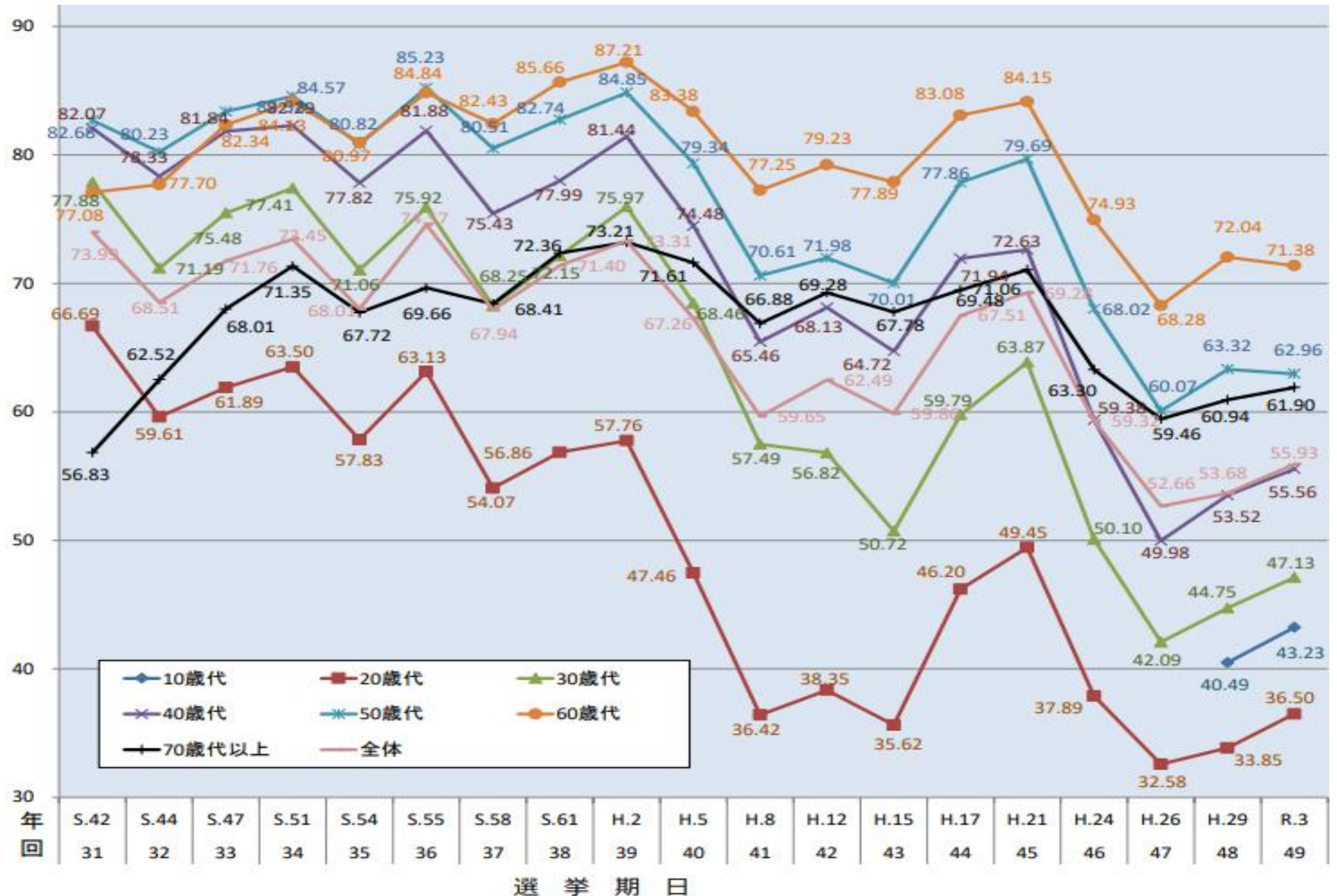
東灘区と長田区では、
投票率に10ポイント程度
の差が生じている

投票率(%)

※抽出調査



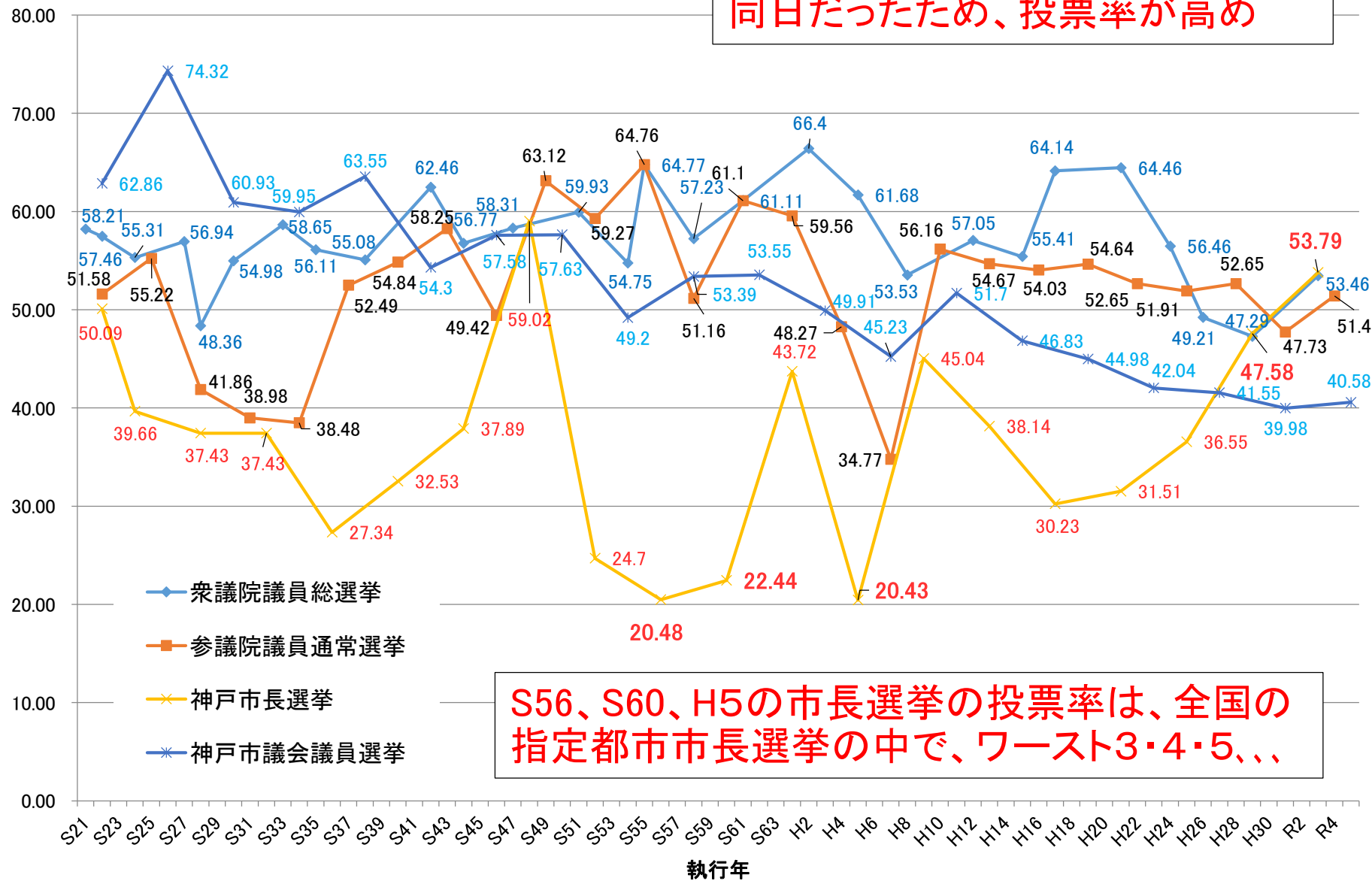
衆議院議員総選挙における年代別投票率(抽出)の推移(総務省調査より)



神戸市の投票率の推移(国政選挙、神戸市長・市議選挙)

投票率(%)

直近2回の市長選挙は、衆院選と同日だったため、投票率が高め



S56、S60、H5の市長選挙の投票率は、全国の指定都市市長選挙の中で、ワースト3・4・5、..

低投票率が抱える本質的な問題について(最近の著書等から)

○ 総務省が作成した啓発パンフレット(2016年)

(選挙権が18歳に引き下げられて初めて実施される参議院選挙の周知用)

- ・ **若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまう。その結果、若者に向けた政策が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要する可能性がある。**

○ 何が投票率を高めるのか(2023年 松林哲也)

- ・ **低投票率の選挙では投票者に占める高年層の比率が高くなるので、高年層の望む政策が実現されやすくなる。**
- ・ **低収入グループの有権者は全有権者のなかでは多数派であるにもかかわらず、投票率が低いために、結果として自分たちの望みを実現する機会を失っている。**
- ・ 低投票率が続けば、高収入グループが選挙結果に大きな影響力を持つようになり、また選挙以外の場面でも政治家に影響を及ぼすことができる。
- ・ **低投票率は(中略)政治的不平等や政策形成の歪みを示唆する問題でもある。低投票率下の選挙では資源を持たない有権者の政治的影響力が縮小するため、結果として持つ者と持たざる者の格差がさらに大きくなる可能性がある。**

○ 政治行動論 有権者は政治を変えられるか(2015年 飯田健、松林哲也、大村華子)

- ・ **教育程度が上がると新しい政治情報を入手し理解するコストが下がる。その結果、投票のコストも低くなり参加の確率が上がると考えられる。このような関係は日本において最近になって観察される現象で、2000年代以前には教育程度と投票率には関連が見られなかった。**

指定都市の1万人当たり投票所数、10万人当たり期日前投票所数等①(R6衆議院選挙)

指定都市名	選挙当日 有権者数(人) (A)	投票所数 (C)	1投票所当たり 選挙当日有権者数 (人)(A/C)	1万人当たり投票所数 (10000*C/A)	期日前 投票所数(D)	1期日前投票所当たり 選挙当日有権者数 (人)(A/D)	10万人当たり 期日前投票所数 (100000*D/A)	投票率 (%)	投票率 順位	投票所 密度順位 (人口)	期日前 密度順位 (人口)
札幌市	1,687,825	312	5,410	1.85	21	80,373	1.24	55.07	4	17	18
仙台市	900,738	172	5,237	1.91	12	75,062	1.33	50.62	16	16	14
さいたま市	1,115,290	244	4,571	2.19	30	37,176	2.69	53.52	8	11	8
千葉市	816,257	158	5,166	1.94	12	68,021	1.47	51.88	12	14	13
川崎市	1,272,167	164	7,757	1.29	16	79,510	1.26	55.40	3	20	17
横浜市	3,134,994	628	4,992	2.00	37	84,730	1.18	55.49	2	12	19
相模原市	602,962	132	4,568	2.19	20	30,148	3.32	53.84	6	10	5
新潟市	651,500	211	3,088	3.24	23	28,326	3.53	53.55	7	1	4
静岡市	573,355	185	3,099	3.23	16	35,835	2.79	54.03	5	2	6
浜松市	644,293	207	3,113	3.21	23	28,013	3.57	57.13	1	3	3
名古屋市	1,890,986	363	5,209	1.92	24	78,791	1.27	50.87	14	15	16
京都市	1,145,290	284	4,033	2.48	20	57,265	1.75	51.35	13	8	11
大阪市	2,257,139	361	6,252	1.60	29	77,832	1.28	52.21	10	19	15
堺市	677,780	132	5,135	1.95	7	96,826	1.03	52.11	11	13	20
神戸市	1,236,706	349	3,544	2.82	32	38,647	2.59	52.85	9	6	9
岡山市	574,912	134	4,290	2.33	24	23,955	4.17	49.49	17	9	2
広島市	974,652	278	3,506	2.85	27	36,098	2.77	46.81	20	5	7
北九州市	769,135	238	3,232	3.09	19	40,481	2.47	48.78	19	4	10
福岡市	1,313,556	241	5,450	1.83	20	65,678	1.52	50.66	15	18	12
熊本市	603,121	150	4,021	2.49	29	20,797	4.81	48.90	18	7	1

※ 選挙当日有権者数は、令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙時のものである(在外選挙人名簿登録者数を含む。)。また、投票率は小選挙区選挙の数値を記載している。

※ 投票率(全国(小選挙区)):53.85%

指定都市の1万人当たり投票所数、10万人当たり期日前投票所数等②(R6衆議院選挙)

【選挙当日有権者が100万人超の指定都市のみ】

指定都市名	選挙当日 有権者数(人) (A)	投票所数 (C)	1投票所当たり 選挙当日有権者数 (人)(A/C)	1万人当たり投票所数 (10000*C/A)	期日前 投票所数(D)	1期日前投票所当たり 選挙当日有権者数 (人)(A/D)	10万人当たり 期日前投票所数 (100000*D/A)	投票率 (%)	投票率 順位	投票所 密度順位 (人口)	期日前 密度順位 (人口)
札幌市	1,687,825	312	5,410	1.85	21	80,373	1.24	55.07	3	6	8
さいたま市	1,115,290	244	4,571	2.19	30	37,176	2.69	53.52	4	3	1
川崎市	1,272,167	164	7,757	1.29	16	79,510	1.26	55.40	2	9	7
横浜市	3,134,994	628	4,992	2.00	37	84,730	1.18	55.49	1	4	9
名古屋市	1,890,986	363	5,209	1.92	24	78,791	1.27	50.87	8	5	6
京都市	1,145,290	284	4,033	2.48	20	57,265	1.75	51.35	7	2	3
大阪市	2,257,139	361	6,252	1.60	29	77,832	1.28	52.21	6	8	5
神戸市	1,236,706	349	3,544	2.82	32	38,647	2.59	52.85	5	1	2
福岡市	1,313,556	241	5,450	1.83	20	65,678	1.52	50.66	9	7	4

【行政区ごとの比較】

指定都市名	選挙当日 有権者数(人) (A)	投票所数 (C)	1投票所当たり 選挙当日有権者数 (人)(A/C)	1万人当たり投票所数 (10000*C/A)	期日前 投票所数(D)	1期日前投票所当たり 選挙当日有権者数 (人)(A/D)	10万人当たり 期日前投票所数 (100000*D/A)	投票率 (%)	投票率 順位	投票所 密度順位 (人口)	期日前 密度順位 (人口)
東灘区	171,834	42	4,091	2.44	2	85,917	1.16	57.42	1	8	8
灘区	107,941	28	3,855	2.59	2	53,971	1.85	56.59	2	6	5
中央区	111,281	30	3,709	2.70	2	55,641	1.80	50.01	7	5	6
兵庫区	90,379	34	2,658	3.76	2	45,190	2.21	47.96	8	2	4
北区	176,310	54	3,265	3.06	9	19,590	5.10	53.14	4	3	1
長田区	76,795	31	2,477	4.04	2	38,398	2.60	47.48	9	1	3
須磨区	130,722	39	3,352	2.98	2	65,361	1.53	54.44	3	4	7
垂水区	176,186	43	4,097	2.44	2	88,093	1.14	52.72	5	9	9
西区	195,258	48	4,068	2.46	9	21,695	4.61	52.18	6	7	2

※ 投票率(神戸市(小選挙区))52.85%

神戸市の投票所別投票率の状況(R6衆議院選挙、R6県知事選挙)

☑ ● 投票区別投票率_R6衆議院(小選挙区)

★ 上位30%

☆ 中間

★ 下位30%

☑ ● 投票区別投票率_R6県知事

● 上位30%

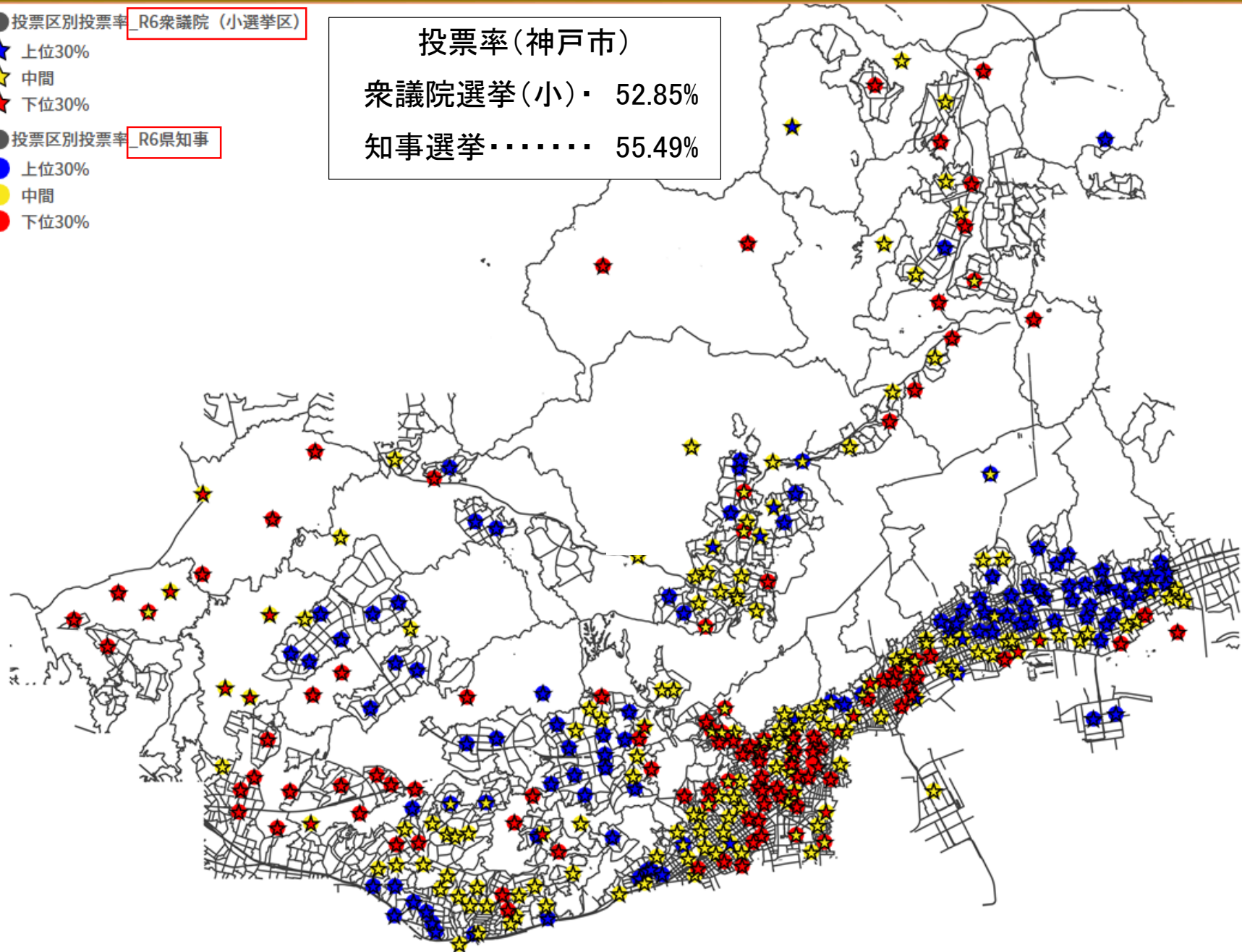
● 中間

● 下位30%

投票率(神戸市)

衆議院選挙(小)・ 52.85%

知事選挙..... 55.49%



投票所・期日前投票所の設置数・設置期間と投票率の関係について(最近の主な論文より)

○投票環境と投票率(2016年 松林哲也)

- ・ 有権者1万人当たりの投票所数が1つ増えると、投票率は0.17%上昇する。
- ・ 市町村内の全ての投票所で投票時間が2時間短縮されると、投票率が0.9%下落する。

○期日前投票制度と投票率(2017年 松林哲也)

- ・ 10km²当たりの投票所数が1つ増えると、投票率は少なくとも0.75%上昇する。
- ・ 有権者1万人当たりの期日前投票所数が1つ増えると、投票率は約0.5%上昇する。
- ・ 10km²当たりの期日前投票所数が1つ増えると、投票率は1.6%上昇する。
- ・ 少なくとも7日間開設された期日前投票所数のみを考慮すると、投票率は1%前後上昇する。

○投票所閉鎖時刻繰り上げと投票率・各党得票率の関係(2021年 福元健太郎・菊田恭輔)

- ・ 衆院選の場合、投票所の閉鎖時刻が2時間短縮されると、投票率は1.65%低下する。

○何が投票率を高めるのか(2023年 松林哲也)

投票所を1つ減らすと、期日前投票所を3つ設置しないと、投票率は維持できない

- ・ 有権者1万人当たりの投票所数が平均値から1つ減ると、投票率は0.51%下落する。
- ・ 有権者10万人当たりの期日前投票所数が1つ増えると、投票率は0.16%ポイント上昇する。

○利便性の高い場所に設置された期日前投票所が投票率に与える影響(2023年 善教将大)

- ・ 利便性の高い場所への期日前投票所の設置は、投票率を向上させる可能性が高い。
- ・ 投票日に近いタイミングで期日前投票所を設置することは、投票率の向上に寄与する可能性が高い。

期日前投票所の拡充

- R6衆議院議員総選挙では、市内32か所に期日前投票所を設置。
- 指定都市の中で、神戸市は横浜市に次いで期日前投票所の設置数が多い(横浜市は市内37か所に設置)。
- 有権者の利便性の向上を図るため、集客施設等にも、積極的に設置。
 - ・神戸ファッション美術館
 - ・イオンモール神戸南
 - ・神戸市外国語大学 等



神戸市外国語大学(垂水区・西区)に設置された期日前投票所の様子

【岡山市の事例】

イオンモール内に全区(4区)の合同期日前投票所を設置

【広島市の事例】

JR広島駅構内に全区(8区)の合同期日前投票所を設置



これまでの期日前投票における実績を評価・分析等したうえで、より有権者の利便性の良い駅周辺や商業施設への設置を検討

都道府県別投票率(衆議院小選挙区、参議院選挙区)

(単位: %)

都道府県	R6衆院選	順位	R4参議院	順位	R3衆議院	順位	R元参議院	順位	都道府県	R6衆院選	順位	R4参議院	順位	R3衆議院	順位	R元参議院	順位
北海道	56.15	12	53.98	13	58.79	8	53.76	7	滋賀県	54.93	20	54.59	11	57.33	18	51.96	10
青森県	51.61	38	49.49	29	52.93	42	42.94	44	京都府	53.12	27	50.91	25	56.32	24	46.42	33
岩手県	55.55	16	55.38	8	60.38	5	56.55	2	大阪府	52.61	29	52.45	19	56.20	26	48.63	23
宮城県	52.16	32	48.80	34	55.87	30	51.17	14	兵庫県	53.67	25	51.62	22	54.29	35	48.60	24
秋田県	59.44	2	55.56	7	58.24	10	56.29	3	奈良県	58.49	4	55.90	6	59.13	7	49.53	20
山形県	60.82	1	61.87	1	64.34	1	60.74	1	和歌山県	56.87	9	52.42	20	58.24	11	50.42	18
福島県	53.93	24	53.40	15	58.01	14	52.41	8	鳥取県	58.1	6	48.93	32	58.16	12	49.98	19
茨城県	52.45	31	47.22	43	52.54	43	45.02	41	島根県	58.14	5	56.37	4	61.55	3	54.04	6
栃木県	50.24	43	46.98	44	53.06	41	44.14	43	岡山県	50.24	44	47.23	42	50.94	46	45.08	40
群馬県	49.92	46	48.49	38	53.89	37	48.18	25	広島県	48.4	47	46.79	45	52.13	44	44.67	42
埼玉県	51.14	40	50.25	27	53.97	36	46.48	32	山口県	52.07	34	47.59	39	49.67	47	47.32	28
千葉県	52.14	33	50.01	28	53.64	40	45.28	38	徳島県	50.81	41	45.72	47	53.86	38	38.59	47
東京都	56.06	13	56.55	3	57.21	20	51.77	11	香川県	52.94	28	49.22	30	56.09	28	45.31	37
神奈川県	54.53	22	54.51	12	56.29	25	48.73	22	愛媛県	51.95	37	48.81	33	54.98	32	52.39	9
新潟県	58.56	3	55.32	9	63.16	2	55.31	4	高知県	51.97	36	47.36	41	57.34	17	46.34	34
富山県	54.69	21	51.37	23	55.68	31	46.88	31	福岡県	51.59	39	48.76	35	52.12	45	42.85	45
石川県	55.09	19	46.41	46	57.13	21	47.00	30	佐賀県	55.99	14	51.12	24	58.49	9	45.25	39
福井県	57.39	7	55.32	9	57.77	15	47.64	27	長崎県	52.48	30	48.72	36	56.89	22	45.46	36
山梨県	56.76	10	56.23	5	60.57	4	51.56	13	熊本県	52.06	35	49.12	31	56.40	23	47.23	29
長野県	57.21	8	57.70	2	59.77	6	54.29	5	大分県	55.42	17	52.98	16	57.26	19	50.54	16
岐阜県	55.39	18	53.59	14	58.10	13	51.00	15	宮崎県	50.61	42	47.52	40	53.66	39	41.79	46
静岡県	55.59	15	52.97	17	54.81	34	50.46	17	鹿児島県	53.49	26	48.63	37	57.71	16	45.75	35
愛知県	54.5	23	52.18	21	55.97	29	48.18	25	沖縄県	49.96	45	50.56	26	54.90	33	49.00	21
三重県	56.21	11	52.78	18	56.17	27	51.69	12	合計	53.85		52.05		55.93		48.80	

主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ(平成29年3月)

第2 主権者教育の考えられる方向制

2. 発達段階に応じた取り組みの方向制

(1) 高校入学以前の子ども段階における取組(抄)

平成28年の公選法改正により拡大された投票所への子どもへの入場について、親子一緒に投票所に行くことは将来の投票参加に効果的であり、ほかでは得られない貴重な学習の機会となることから、家族揃っての投票を働きかけていくことも有効な取組といえよう。

令和5年4月27日(木) 衆議院・総務委員会

○ 山形県の投票率は高い傾向にあるが、プラスとなる要因等について総務大臣はどのような所見を持っているか。

○ 松本国務大臣

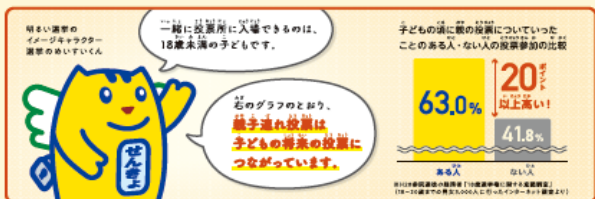
投票率につきましては、個々の選挙ごとに異なる選挙の争点など、様々な事情が総合的に影響するといったことがございますので、その要因は一概になかなか申し上げにくいところではあります。今委員から御指摘がありましたように、国政選挙における山形県の投票率は、継続的に全国でも上位にあるということは私も報告を受けているところでございます。

山形県では、家族ぐるみの投票や子連れ投票の呼びかけなどに取り組まれているということでございまして、さきの参議院選挙後に実施された高校三年生向けアンケートでは、投票に行った方の九割が家族と行ったと回答しているというふうにお聞きをしました。

親子一緒に投票所に行くことは、子供の将来の投票参加につながっていくことが考えられ、他には得られない貴重な学習の機会となることから、総務省では、子供を持つ世代に対して、子供を連れての投票の推進に取り組んでいるところでございます。(以下略)

あなたの背中を見て、将来子どもたちも投票へ

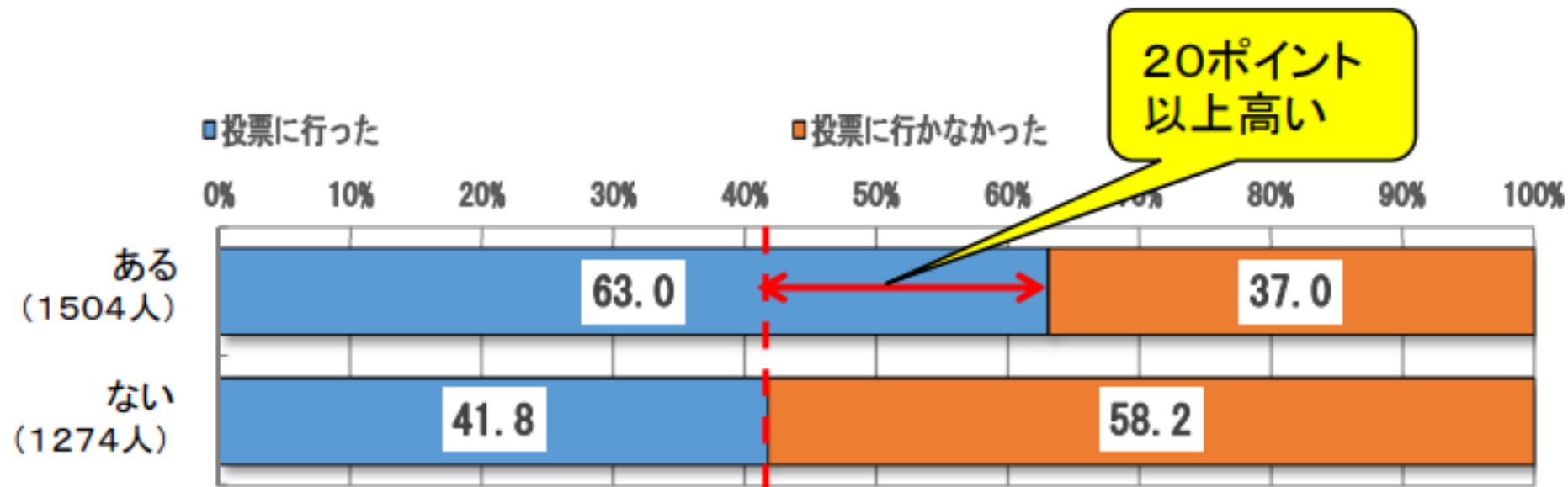
～子どもと一緒に選挙にいこう～



18歳選挙権に関する意識調査(総務省)

子どもの頃に親が行く投票について行った人の投票

- 子どもの頃に親が行く投票について行ったことが「ある」人の方が、投票した割合が20ポイント以上高い



平成28年の公選法改正により、主権者教育の観点から、投票所に入場できる子供について必要以上に制限的な解釈が行われることがないよう規定を整備

主権者教育の推進①(選挙出前授業の積極的展開)

【主権者教育とは(「常時啓発事業のあり方等研究会」(H23.12総務省))】

国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと

【これまでの状況】

- 平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられて以降、主権者教育の重要性は増しており、全国各地で選挙出前授業等が行われている。
- 神戸市においても、これまで高校(支援学校を含む。)を中心に選挙出前授業を実施してきたが、近年の実施回数は指定都市の中では下位にとどまっている(R4:18位、R5:17位)



北須磨高校での選挙出前授業の様子(R5.12)

【神戸市の選挙出前授業の実績】

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
学校数	11	13	7	7	6	3	3	5	6
内訳	小2 高9	高12 大1	高6 大1	中1 高6	高6	高3	高3	高4 大1	高5 大1

【令和6年度の実績】

- ・ 子どもの頃に親の選挙と一緒にいった経験が将来の投票行動に影響
- ・ 低年齢時から主権者教育を実施している北欧では高投票率

示唆

小中学校における
選挙出前授業を
積極的に展開

協力

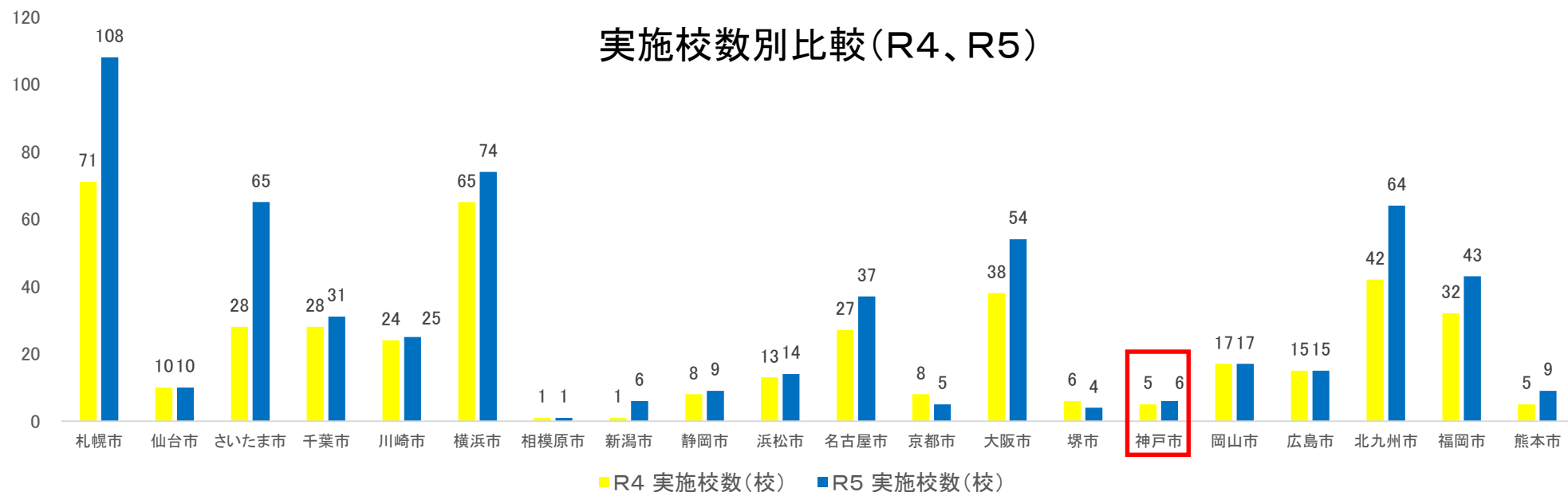
教育委員会、
市立小中学校長、
市・区選管、明推協

令和6年度は25校(※)で選挙出前授業・講義を実施

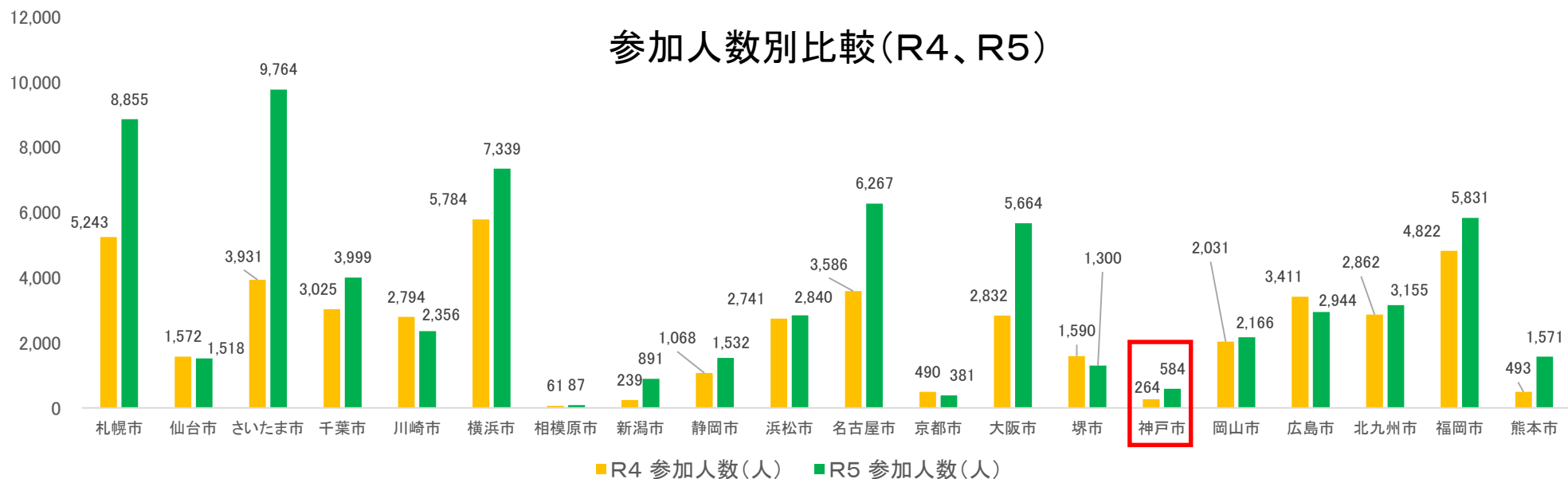
※小学校14、中学校1、高校6(支援学校を含む)、専門学校1、大学3

主権者教育の推進②(指定都市における選挙出前授業の実績)

実施校数別比較(R4、R5)



参加人数別比較(R4、R5)



主権者教育の推進③(大学との連携)

【神戸女子大学との連携協定の締結】

[目的]

令和7年度に教育学部を新設(改組)し、教員の養成に注力する神戸女子大学と、小中学校や特別支援学校における選挙出前授業の実施を含む主権者教育を推進する神戸市選挙管理委員会が、双方の強みを生かして諸活動を展開する中で、教育を通じた人材育成や投票率の向上等を図ることを目的に協定を締結(令和7年3月24日)。

[今後想定される主な活動]

- ・ 神戸女子大学が選挙をテーマとした講座(有権者であることの意義、投票率の向上に向けた施策のあり方等)を実施する際に、神戸市選挙管理委員会が選挙を取り巻く状況等について説明
- ・ **神戸市選挙管理委員会が実施する小中学校や特別支援学校における選挙出前授業において、神戸女子大学の学生が授業を補佐・担当**
- ・ 投票管理者、投票立会人を含む選挙事務従事者への学生の登用推進 等

[期待される主な効果]

- ・ 若者の政治・選挙に対する意識の醸成・高揚
- ・ 選挙出前授業の質の向上
- ※ 特別支援学校で授業を実施する際は高い専門性が求められるところ、神戸女子大学は障害児・者教育に係る知見も豊富であることから、授業中の反応やニーズ等を踏まえながら、より児童・生徒に寄り添った授業内容にレベルアップ
- ・ 幅広い知見を有する優秀な教員の養成 等



連携協定締結式の様子

主権者教育の推進④(大学生・高校生による選挙事務の従事)

- 令和6年の兵庫県知事選挙では、約200人の大学生と高校生が選挙事務に従事。
- 投票所の明るい雰囲気づくりに寄与。
- 若者が選挙事務に従事することで、他の選挙事務従事者にも活気。
- 大学生・高校生からは、「また選挙事務に携わりたい」といった好意的な声が多く。



- ① 今後執行される各種選挙においても、引き続き大学生・高校生が選挙事務に従事してもらえるよう積極的に周知
- ② 併せて、投票管理者・投票立会人への若者の登用を推進
(今般の物価変動等を勘案し、投票管理者・投票立会人の報酬を4,000円以上引上げ)

主権者教育の推進⑤(その他の取組)

大学生との協働

- 連携協定を締結した神戸女子大学の学生と、選挙出前授業の質の向上方策(特に特別支援学校における授業の実施方法)について意見交換(予定)
〔※ いぶき明生支援学校における選挙出前授業を学生がサポート(NHK、サンテレビ、朝日新聞が取材)〕
- 甲南大学(三谷ゼミ)のゼミ生と、高校生を対象にした主権者教育のあり方等について意見交換及び議場見学
〔※ 6～7月に学生が考案した教材を基に、主権者教育の授業を自ら実施〕

議場見学

- 神戸市議会の議場を見学に来る小中学生や高校生に対して、神戸市の投票率の状況や有権者になることの意義等について説明
〔※ 議場見学の内容
市会説明、選管説明、議員との意見交換等〕

高校生との協働

- 葺合高校、関西学院高等部の高校生と、若者の投票率の向上を図るための施策のあり方やインターネットを使った啓発手法等について意見交換
〔※ いずれの高校生とも事務局長室で意見交換を行った後、議場を見学〕
- 星陵高校(3年生)の探究の時間に講師として参加し、高校生同士の議論をアシスト
〔※ 7月に、高校生が投票率の向上方策について研究成果を発表する予定〕

区民政治選挙講座等

- 婦人政治選挙講座を発展的に解消し、広く市民を対象とした講座として再編
〔※ 市内各区別の投票率や(期日前)投票所の設置状況等の説明のほか、出前授業を含む投票率の向上を図るための施策について意見交換等〕
- 今後の施策の方向性等について、各区選管委員と意見交換

主権者教育の推進⑥(投票率の現状等を踏まえた今後の施策展開の方針)

【R6衆議院議員総選挙における投票所密度と投票率の現状】

[指定都市間の比較]

神戸市の投票所密度(有権者1万人当たりの投票所設置数)は、20指定都市の中では6番目に高いが、投票率は9番目にとどまる。

また、有権者が100万人を超える9指定都市に限ると、神戸市は最も投票所密度が高いが、投票率は5番目にとどまる。

[行政区間の比較]

投票所密度は長田区と兵庫区が高く、東灘区や垂水区、灘区は低い一方で、投票率は東灘区と灘区が高く、長田区と兵庫区は低くなる逆転現象が起きている。

なお、選挙の種類が異なっても、長田区と兵庫区の投票率は低い傾向にある。

【仮説】

- 投票所密度が高いにも関わらず投票率が低い地域は、他の地域に比べて政治・選挙に対する関心が元々低いのではないかな？
- 「子どもの頃に親の選挙と一緒にについていった経験が将来の投票行動に影響する」との有識者の指摘を踏まえれば、特に投票率が低い地域の小中学校において重点的に選挙出前授業を展開することは、親子で一緒に投票所を訪れるきっかけになり、投票率の向上につながるのではないかな？

今後の方針

- 選挙出前授業は、R6実績(25校)を超えることを目標としたうえで、長田区と兵庫区を重点地域とする。また、授業内容については、大学の知見等も得ながら、質の向上を図る。
- 投票所の安易な統廃合は投票率の低下に直結することから、できるだけ現在の投票所数を維持する。

令和 6 年度 選挙常時啓発事業実績

○：新規事業

基 本 方 針	事 業 の 概 要
1 若い有権者の政治・選挙に対する関心を高める	(1) 新たな有権者への啓発事業 選挙権年齢の引下げに伴う新たな有権者へ選挙啓発のダイレクトメールを若者がつくる新たなデザインを採用して送付。 【内容】毎月新有権者となる 18 歳に送付 13, 188 件 (2) 「はたちを祝う会」における啓発事業 多くの若者が集う「はたちを祝う会」（令和 7 年 1 月 13 日ノエビアスタジアム神戸）において、会場内の大型ビジョンで啓発動画を放映するとともに、冊子に広告を掲載して政治・選挙に関する情報を提供し、有権者としての自覚を高めた。 (3) 若い有権者への啓発事業 若い有権者に、政治・選挙に関心を高めてもらえるよう、大学祭での啓発事業実施へ協賛。また、大学 1 年生向け政治学講座の一環で、神戸市の取組や選挙にまつわる内容等について講義を行った。
2 一般有権者の政治・選挙に対する関心を高める	(1) 政治選挙講座（白バラ講座） 婦人政治選挙講座を再編し、市民（区民）を対象に、政治・選挙等についての講座を開催。 【参加人数】144 人 【開催回数】3 回 (2) 話し合い事業 政治・選挙、時事問題等について、グループ学習を実施。 【参加人数】206 人 【開催回数】12 回 (3) 各種研修会への参加（公益財団法人 明るい選挙推進協会 主催） ・都道府県・指定都市明推協全国フォーラム（令和 7 年 3 月 4 日） 都道府県・指定都市の明推協委員等が参加。 【参加者】1 人

基 本 方 針	事 業 の 概 要
3 将来の有権者の政治・選挙に対する関心を高める	(1) 選挙啓発副読本の発行 市立中学3年生に向けた啓発用副読本を作成、配布。令和5年度に引き続き、私立中学にも参考配布した。 【発行部数】13,000部 (2) 出前授業等の実施 ①出前授業 25校 小学校 14校、中学校 1校、高等学校 2校、支援学校 4校、専門学校 1校、大学 3校 【区別内訳】 東灘区 御影小学校、住吉小学校、岡村道場神戸東本部、学童保育所魚崎ピノキオクラブ、甲南大学 灘 区 鶴甲小学校、神戸大学 中央区 宮本小学校、神戸ブルーメン動物専門学校 兵庫区 楠高等学校、友生支援学校 北 区 好徳小学校、箕谷小学校、広陵小学校 長田区 名倉小学校、長田南小学校、真陽小学校、雲雀丘中学校、神戸野田高等学校 須磨区 多井畑小学校、青陽須磨支援学校 西 区 美賀多台小学校、西神戸高等特別支援学校、いぶき明生支援学校 市 外 関西学院大学 ②議場見学 小学校 1校（小部東小学校）、中学校 1校（六甲学院中学） 高等学校 2校（須磨学園高校、県立夢野台高等学校） ○(3) コベルコ神戸スティーラーズとの連携イベント 「NTT ジャパンラグビーリーグワン 2024-25」のユニバー記念競技場開催試合に合わせて、選手を候補者に見立てた模擬投票イベントなどを実施した。（令和7年2月1日）

基 本 方 針	事 業 の 概 要
4 選挙についての情報提供を充実し、有権者の理解を深める	(1) 市広報紙・機関紙での記事掲載等 ①寄附禁止の内容等を広く有権者にPRし、明るい選挙を呼びかけるため、市広報紙及び団体機関紙に啓発記事を掲載。 【掲載時期】 11月、12月 ②寄附禁止を啓発するため、政治選挙講座（白バラ講座）で啓発チラシを配布し、有権者への周知を図った。 【送付時期】 5月、6月 (2) インターネットによる啓発 選挙常時啓発用のホームページで、明推協運動等について紹介し、投票参加、明るい選挙の呼びかけ等を実施。 ○(3) 選挙啓発動画の放映 常時啓発用の選挙啓発動画を区役所や街頭のモニター・ビジョンで放映し、政治・選挙に関する意識の醸成、向上を図った。
5 市・区明るい選挙推進協議会の活動を推進する	(1) 明るい選挙を推進するため、市・区明るい選挙推進協議会の活動を展開 ・明るい選挙推進協議会の開催 市：令和6年6月4日 区：令和6年5月、6月に適宜開催 ・区のまつり等での啓発 模擬投票、選挙啓発グッズの配布、選挙啓発パネルの展示等を各区のまつりに合わせて実施 ○(2) ご当地めいすいくんの公募 明るい選挙のキャラクター「選挙のめいすいくん」の神戸市オリジナル「ご当地めいすいくん」を378人の応募作品の中から「神戸タータンめいすいくん」に決定し、啓発等で活用。  神戸タータンめいすいくん ○(3) 神戸女子大学と連携協定を締結 神戸女子大が目指す教育を通じた人材育成、市選挙管理委員会が進める投票率の向上及び若年者に対する選挙啓発に係る諸活動について、連携協定を締結した。

(令和6年10月27日執行) 衆議院議員総選挙
啓発事業実績

神戸市・区明るい選挙推進協議会
神戸市・区選挙管理委員会

○は新規

分類	項目	内容	期間	備考
掲示物による啓発	横断幕・懸垂幕	区・支所・出張所庁舎等に設置	10/15～10/27	22枚
	大看板・立看板・プラスチック看板	区・支所庁舎、交通センタービル等に設置	10/15～10/27	25枚
	のぼり	市・区・支所・出張所庁舎、市バス停留所等に設置	10/18～10/27	360本
	地下街通路小旗	さんちか通路に小旗(ペナント)を掲示	10/15～10/27	14枚
	自動車ボディパネル	公用車等にマグネット式のボディパネルを掲示	10/22～10/27	280枚
	市営地下鉄等での広告掲示	・地下鉄・市バス車内吊広告 ・地下鉄駅構内電光掲示板 による啓発	10/24～10/27	地下鉄・市バス 1,100枚
印刷物による啓発	「選挙のお知らせ」	投票日、投票の資格要件及び投票場所等の周知とともに、投票参加と期日前投票活用を呼びかけ、市内世帯に配布	期間中	新聞折込(日刊6紙・10/16) 283,000部 公共施設他 29,000部 計 312,000部
	ポスター	市・区・支所等庁舎、事業所、公共施設、地下鉄駅構内等に掲示	期間中	720枚
	ポスター掲示場	執行日決定が遅かったためポスター掲示場に投票日等を掲載せず		
	「投票のご案内」	有権者(世帯ごと)に郵送。投票日時及び投票所の周知を徹底し、期日前投票の活用を呼びかけ	期間中	有権者全員
	市広報紙	広報紙KOBEで投票日の周知、投票参加・期日前投票の呼びかけ	11/1号	
	機関紙・情報誌	発行日とタイミングが合わなかったため掲載せず		
	チラシ	投票参加の呼びかけ及び「選挙公報到達確認アンケート」依頼のチラシを各自治会で回覧	期間中	市内自治会・管理組合 約2,500団体
放送・通信による啓発	ラジオ(市広報番組)	市広報番組の中で投票参加の呼びかけ	期間中	ラジオ関西
	ラジオCM	コミュニティFMでのCM放送	期間中	FMムーヴ
	街頭ビジョン等でのCM放映	三宮地区等の商業ビル外壁大型ビジョン等で投票参加の呼びかけ	期間中	BOSセンター街・ ミント神戸・国際会館・ 市役所・区役所・市役所EV
	インターネット	市のホームページで投票参加の呼びかけ、選挙公報の掲載、投開票速報の実施	期間中	
	SNSでの啓発	X等のSNSを活用した投票参加の呼びかけ	期間中	神戸市広報戦略部 X、Facebook
	棄権防止放送	・市・区庁舎、公共施設、鉄道駅構内等での案内放送で投票参加の呼びかけ ・地下鉄・市バス車内放送での投票参加の呼びかけ	期間中	※神戸大学放送委員会作成の音源を使用
資料による啓発	ポケットティッシュ 他	市・区窓口等で配布	期間中	
若い有権者向け啓発	学生等による投票所事務従事	投票所事務に従事することで、学生等の選挙に対する理解を高める	期間中	約90名
	学生向けメール配信	大学の協力をいただき、在学生へメール配信し投票を呼びかける	期間中	市内大学
	「I voted」しおり(投票済証)の配布	期日前及び当日投票所において、投票者に「I voted」しおり(投票済証)を配布	期間中	約320,000枚
その他	関係機関・地域団体への協力依頼	各関係機関・地域団体へ啓発活動に関する協力を依頼	期間中	ポスター配布ほか

（令和6年11月17日執行）兵庫県知事選挙
啓発事業実績

神戸市・区明るい選挙推進協議会
神戸市・区選挙管理委員会

分類	項目	内容	期間	備考
掲示物による啓発	横断幕・懸垂幕	市・区・支所・出張所庁舎等に設置	10/31～11/17	22枚
	立看板・プラスチック看板	区・支所庁舎、交通センタービル、デュオこうべに設置	10/31～11/17	25枚
	のぼり	市・区・支所・出張所庁舎、市バス停留所等に設置	11/1～11/17	360本
	地下街通路小旗	さんちか通路に小旗（ペナント）を掲示	11/1～11/17	28枚
	自動車ボディパネル	公用車にマグネット式のボディパネルを掲示	11/1～11/17	300枚
	市営地下鉄等での広告掲示	・地下鉄・市バス車内吊広告 ・地下鉄駅構内電光掲示板 による啓発	11/11～11/17	地下鉄・市バス 1,100枚
印刷物による啓発	「選挙のお知らせ」	投票日、投票の資格要件、投票場所等の周知とともに、投票参加と期日前投票活用を呼びかけ、市内世帯に配布する。	期間中	新聞折り込み（日刊6紙・10/31） 282,400部 公共施設他 28,600部 合計 311,000部
	転入転出者用ビラ	転入転出者用ビラを市・区・公共施設等の窓口で配布	～11/17	5,000枚
	ポスター	市・区・支所等庁舎、事業所、公共施設等に掲示	期間中	720枚
	ポスター掲示場用ポスター	執行日決定が遅かったためポスター掲示場に投票日等を掲載せず		
	「投票のご案内」	有権者（世帯ごと）に郵送。投票日時、投票所の周知を徹底し、期日前投票の活用を呼びかけ	期間中	有権者全員
	市広報紙	広報紙KOBEで投票日の周知、投票参加・期日前投票の呼びかけ	11/1日号	
	機関紙・情報誌	各種機関紙や情報誌に投票参加・期日前投票活用の呼びかけ	期間中	KOBEグー Dジャーナル
	チラシ	投票参加の呼びかけ及び「選挙公報到達確認アンケート」依頼のチラシを各自治会で回覧	期間中	市内自治会・管理組合 約2,500団体
放送・通信による啓発	ラジオ（市広報番組）	市広報番組の中で投票参加の呼びかけ	期間中	ラジオ関西
	ラジオ（FM）	コミュニティFMでのCM放送	期間中	FMムーヴ
	街頭ビジョン等での動画放映	三宮地区等の商業ビル外壁大型ビジョン等で投票参加の呼びかけ	期間中	BOSセンター街・ ミント神戸・国際会館・ 市役所・区役所・市役所EV
	インターネット	神戸市のホームページで投票参加の呼びかけ、投開票速報の実施、選挙公報の掲載	期間中	
	SNSでの啓発	X等のSNSを活用した投票参加の呼びかけ	期間中	神戸市広報戦略部 X、Facebook
	棄権防止放送	・市・区庁舎、公共施設、鉄道駅構内、地下街等での案内放送で投票参加の呼びかけ ・地下鉄・市バス車内放送での投票参加の呼びかけ	期間中	※神戸大学放送委員会 作成の音源を使用
資材による啓発	ポケットティッシュ	市・区窓口、街頭啓発等で配布	期間中	ポケットティッシュ 10,000個
若い有権者向け啓発	学生等による投票所事務従事	選挙に対する理解を高めるため、市立高校や市内大学の学生を主対象として、投票所事務従事者を市選管が一括募集して各区で配置	期間中	約210名
	学生向けメール配信	大学の協力をいただき、在学生へメール配信し投票を呼びかける	期間中	市内大学
	しおり型投票済証の配布	期日前及び当日投票所において、投票者にしおり型投票済証を配布	期間中	約326,000枚
その他	関係機関・地域団体への協力依頼	各関係機関・地域団体へ啓発活動に関する協力を依頼	期間中	
	街頭啓発	北区（鈴蘭台駅前）、中央区（元町商店街東入口、大安亭市場、神戸駅前周辺）、市（三宮センター街東口周辺）	11/1、15、16	市区選管・明推協委員

令和 7 年度 選挙常時啓発事業計画（案）

基 本 方 針	事 業 の 概 要
1 若い有権者の政治・選挙に対する関心を高める	(1) 新たな有権者への啓発事業 選挙権年齢の引下げに伴う新たな有権者へ選挙啓発のダイレクトメールを送付する。 【対象】新たに有権者となる 18 歳 【内容】毎月新たに有権者となる 18 歳にダイレクトメールを送付 (2) 「はたちを祝う会」等における啓発事業 多くの若者が集う「はたちを祝う会」等において、会場内の大型ビジョン等を用いて啓発動画を放映するなど政治・選挙に関する情報を提供し、有権者としての自覚を高める。 (3) 若い有権者への啓発事業 若い有権者に、政治・選挙に関心を高めてもらえるよう、大学祭等で啓発事業を実施。また、大学において、神戸市の取組や選挙にまつわる内容等について講義を行う。
2 一般有権者の政治・選挙に対する関心を高める	(1) 政治選挙講座（白バラ講座） 市民（区民）を対象に、政治・選挙等についての講座を開催する。 【参加予定人数】約 1, 0 0 0 人 【開催予定回数】1 0 回程度 (2) 話し合い事業 政治・選挙、時事問題等について、グループ学習を実施。 【参加予定人数】約 3 0 0 人 【開催予定回数】月 1 回程度 (3) 各種研修会への参加 ・都道府県・指定都市明推協全国フォーラム 公益財団法人 明るい選挙推進協会 主催。 都道府県・指定都市の明推協委員等が参加。

基 本 方 針	事 業 の 概 要
3 将来の有権者の政治・選挙に対する関心を高める	(1) 選挙啓発副読本の発行 市立中学３年生に向けた啓発用副読本の作成。 【発行予定部数】約１３，０００部 (2) 出前授業等の実施 ①選挙出前授業のより一層の実施に取り組む。 【実施回数】３０校 ②議場見学 市会事務局との連携により議場見学において選挙の講義を行う。
4 選挙についての情報提供を充実し、有権者の理解を深める	(1) 市広報紙・機関紙での記事掲載等 ①寄附禁止の内容等を広く有権者にＰＲし、明るい選挙を呼びかけるため、市広報紙及び団体機関紙に啓発記事を掲載。 【掲載予定時期】１１月、１２月 ②寄附禁止を啓発するため、啓発チラシを作成し、自治会等への送付などにより、有権者への周知を図る。 【送付予定時期】１０月～１２月 (2) インターネットによる啓発 選挙常時啓発用のホームページで、明推協運動等について紹介し、投票参加、明るい選挙の呼びかけ等を実施。 (3) 選挙啓発動画の放映 常時啓発用の選挙啓発動画を区役所や街頭のモニター・ビジョンで放映し、政治・選挙に関する意識の醸成、向上を図る。
5 市・区明るい選挙推進協議会の活動を推進する	(1) 明るい選挙を推進するため、市・区明るい選挙推進協議会の活動を展開 ・明るい選挙推進協議会の開催 市：令和７年６月２０日 区：令和７年５、６月に適宜、開催 ・区のまつり等での啓発 模擬投票、選挙啓発グッズの配布、選挙啓発パネルの展示等を各区のまつりに合わせて実施 (2) 若い有権者の政治的リテラシーの向上 学生メンバーを協議会に迎えるとともに、若い有権者の政治的リテラシーの向上に向けた新たな取組について検討・実施する。

(令和7年7月20日執行予定) 参議院議員通常選挙
啓発事業計画 (案)

神戸市・区明るい選挙推進協議会
神戸市・区選挙管理委員会

分類	項目	内容	期間	備考
掲示物による啓発	横断幕・懸垂幕	市・区・支所・出張所庁舎等に設置	期間中	
	立看板・プラスチック看板	区・支所庁舎、交通センタービル、デュオこうべに設置	期間中	
	のぼり	市・区・支所・出張所庁舎、市バス停留所等に設置	期間中	
	地下街通路小旗	さんちか通路に小旗(ペナント)を掲示	期間中	
	自動車ボディパネル	公用車にマグネット式のボディパネルを掲示	期間中	
	市営地下鉄等での広告掲示	・地下鉄・市バス車内吊広告 ・地下鉄駅構内電光掲示板 による啓発	期間中	
印刷物による啓発	「選挙のお知らせ」	投票日、投票の資格要件、投票場所等の周知とともに、投票参加と期日前投票活用を呼びかけ、市内世帯に配布する。	期間中	
	ポスター	市・区・支所等庁舎、事業所、公共施設等に掲示	期間中	
	ポスター掲示場	ポスター掲示場の表題枠に投票日等を刷り込み	期間中	
	「投票のご案内」	有権者(世帯ごと)に郵送。 投票日時、投票所の周知を徹底し、期日前投票の活用を呼びかけ	期間中	
	市広報紙	広報紙KOBEで投票日の周知、投票参加・期日前投票の呼びかけ	7月号	
	機関紙・情報誌	各種機関紙や情報誌に投票参加・期日前投票活用の呼びかけ	期間中	
放送・通信による啓発	ラジオ(市広報番組)	市広報番組の中で投票参加の呼びかけ	期間中	ラジオ関西
	ラジオ(FM)	コミュニティFMでのCM放送	期間中	FMムーヴ
	街頭ビジョン等での動画放映	三宮地区等の商業ビル外壁大型ビジョン等で投票参加の呼びかけ	期間中	BOSセンター街・ミント神戸・国際会館・市役所・区役所・市役所EV
	インターネット	神戸市のホームページで投票参加の呼びかけ、投開票速報の実施、選挙公報の掲載	期間中	
	SNSでの啓発	X等のSNSを活用した投票参加の呼びかけ	期間中	神戸市広報戦略部 X、Facebook
	棄権防止放送	・市・区庁舎、公共施設、鉄道駅構内、地下街等での案内放送で投票参加の呼びかけ ・地下鉄・市バス車内放送での投票参加の呼びかけ	期間中	※神戸大学放送委員会作成の音源を使用
資材による啓発	ポケットティッシュ他	市・区窓口、街頭啓発等で配布	期間中	
若い有権者向け啓発	学生等による投票所事務従事	選挙に対する理解を高めるため、市立高校や市内大学の学生を主対象として、投票所事務従事者を市選管が一括募集して各区で配置	期間中	
	学生向けメール配信	大学の協力をいただき、在学生へメール配信し投票を呼びかける	期間中	市内大学
	しおり型投票済証の配布	期日前及び当日投票所において、投票者にしおり型投票済証を配布	期間中	
その他	街頭啓発	兵庫県・区選管と連携し、駅周辺・商店街等で投票を呼びかける	期間中	
	関係機関・地域団体への協力依頼	各関係機関・地域団体へ啓発活動に関する協力を依頼	期間中	市区選管・明推協委員

（令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行）神戸市長選挙等
啓発事業計画（案）

神戸市・区明るい選挙推進協議会
神戸市・区選挙管理委員会

分類	項目	内容	期間	備考
掲示物による啓発	横断幕・懸垂幕	市・区・支所・出張所庁舎、公共施設、歩道橋、百貨店、商店街等に設置	10/12～10/26	
	大看板・立看板・プラスチック看板	市・区・支所庁舎、事業所、公共施設、交通センタービル、デュオこうべ等に設置	10/12～10/26	
	のぼり	市・区・支所・出張所庁舎、市バス停留所、公共施設等に設置	10/12～10/26	
	地下街通路小旗	さんちか通路に小旗（ペナント）を掲示	10/12～10/26	
	バナー（街頭啓発旗）	フラワーロード、三宮中央通等に取り付け	10/1～26	
	自動車ボディパネル	公用車・市バス等にマグネット式のボディパネルを掲示	10/12～10/26	
	デジタルサイネージ	市役所庁舎、公共交通機関や商業施設など	期間中	
	市営地下鉄等での広告掲示	・地下鉄・市バス車内吊広告 ・地下鉄駅構内電光掲示板 による啓発	10/12～10/26	
	花時計による啓発	東遊園地南側の花時計に市長選挙図案を掲示	9月下旬～10月下旬	
	ポスター掲示場横立看板	ポスター掲示場横に立看板を設置	期間中	
印刷物による啓発	「選挙のお知らせ」	投票日、投票の資格要件、投票場所等の周知とともに、投票参加と期日前投票活用を呼びかけ、市内世帯に配布する。	期間中	
	ポスター	市・区・支所等庁舎、事業所、公共施設、鉄道駅、百貨店等に掲示	9月下旬～10/26	
	ポスター掲示場用ポスター	ポスター掲示場の空き枠に投票日等を印刷	期間中	
	「投票のご案内」	有権者（世帯ごと）に郵送。投票日時、投票所の周知を徹底し、期日前投票の活用を呼びかけ	期間中	
	市広報紙	広報紙KOBEで投票日や投票参加・期日前投票の呼びかけ	10月号	
	機関紙・情報誌	各種機関紙や情報誌に投票参加・期日前投票活用の呼びかけ	期間中	KOBEゲー、婦人神戸、Dジャーナル等
	新聞広告	神戸新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、産経新聞に投票日周知の広告を掲載	10/13～10/26	
	チラシ	関係団体・各種行事等で配付	9月下旬～10/24	
	選挙公報の余白利用	選挙公報の余白を利用して投票参加の呼びかけ	期間中	
	テレビCM	サンテレビでスポット広告放送	10/13～10/26	
	ラジオ（市広報番組）	市広報番組の中で投票参加の呼びかけ	期間中	ラジオ関西
	ラジオCM	ラジオでのCM放送	期間中	FMムーブ、ラジオ関西

分類	項目	内容	期間	備考
放送・通信による啓発	街頭ビジョンでのCM放映	三宮地区等の街頭ビジョンで、投票参加の呼びかけ	10/10～24	ミントビジョン、クモイビジョン、ハーバービュー、BOS(センター街)、ノエビアスタジアム、市役所・区役所・市役所EV内
	インターネット	YouTubeなどによる動画発信 バナー広告 SNSによる拡散	期間中	
	SNSでの啓発	フェイスブック等のSNSを活用した投票参加の呼びかけ	期間中	神戸市広報課 X、Facebook
	棄権防止放送	・市・区庁舎、公共施設、鉄道駅構内、百貨店等での案内放送で投票参加の呼びかけ ・地下鉄・市バス車内放送での投票参加の呼びかけ	期間中	※神戸大学放送委員会作成の音源を使用
	自動車パトロール	広報用車両により市内を巡回し啓発放送を行う。	期間中	
資啓材発	ポケットティッシュ等	街頭啓発、市・区窓口等で配布	期間中	
若い有権者向け啓発	学生等による投票所事務従事	投票所事務に従事することで、学生等の選挙に対する理解を高める	期間中	
	学生向けメール配信	大学の協力をいただき、在学生へメール配信し投票を呼びかける	期間中	市内大学
	しおり型投票済証の配布	期日前及び当日投票所において、投票者にしおり型投票済証を配布	10/13～10/26	
街頭啓発	啓発イベント等	神戸市長選挙等に参加する機運を醸成するための「核となる街頭啓発イベント」を実施(全市イベント、各区でのイベント) ※詳細は未定	期間中	
その他	関係機関・地域団体への協力依頼	各関係機関・地域団体へ啓発活動に関する協力を依頼	～10/26	市区選管・明推協委員

神戸市明るい選挙推進協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この協議会は、神戸市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、本市における明るい選挙の推進を効果的かつ円滑に推進するため、神戸市選挙管理委員会に協力することを目的とする。

(組 織)

第3条 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。

2 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、神戸市選挙管理委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 報道関係者
- (3) 青少年団体、婦人会等民間団体の役職員
- (4) 教育関係者
- (5) 若い有権者
- (6) 神戸市選挙管理委員

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、神戸市選挙管理委員会事務局において行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるものの外、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

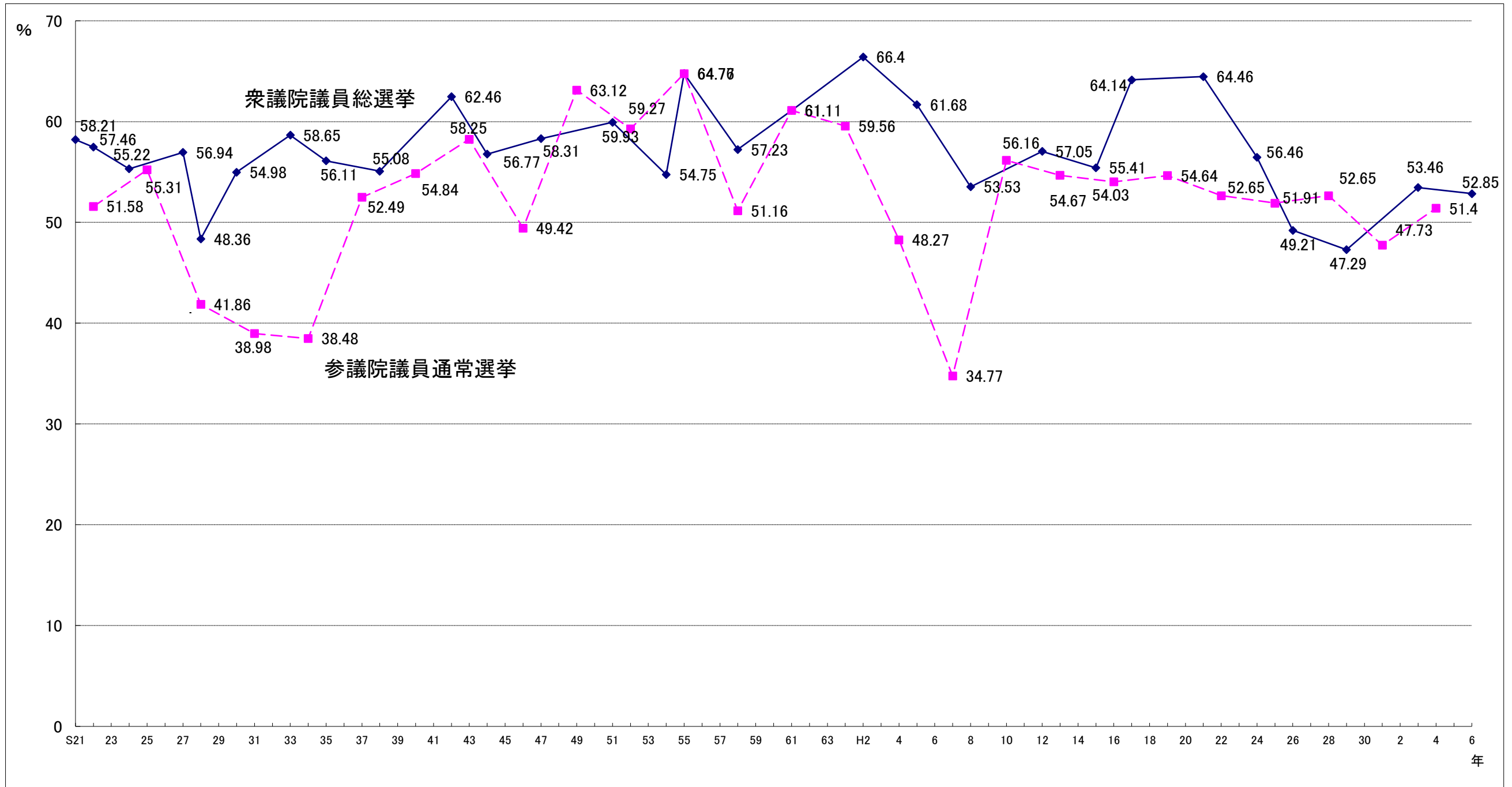
附 則

この要綱は、平成18年6月2日から施行する

選挙人名簿登録者数（定時登録）及び在外選挙人名簿登録者数
神 戸 市

区 名	2025年6月2日現在登録者数			前回(2025. 3. 3)	2025. 6. 2現在 在外選挙人名簿 登録者数
	男	女	計	定時登録者数	
東灘区	78, 302	93, 182	171, 484	171, 653	264
灘 区	49, 344	58, 559	107, 903	107, 908	105
中央区	50, 874	60, 234	111, 108	111, 121	158
兵庫区	43, 733	46, 834	90, 567	90, 548	68
北 区	82, 437	93, 130	175, 567	175, 900	143
長田区	36, 252	40, 072	76, 324	76, 483	47
須磨区	59, 281	70, 646	129, 927	130, 231	122
垂水区	80, 667	94, 770	175, 437	175, 761	170
西 区	92, 938	101, 661	194, 599	194, 887	152
神戸市合計	573, 828	659, 088	1, 232, 916	1, 234, 492	1, 229

神戸市での各種選挙の投票率の推移(1)



神戸市での各種選挙の投票率の推移（ 2 ）

